

令和8年度 認定こども園入園のご案内

令和8年度に認定こども園に入園を希望される方は、必要書類等を確認のうえ期限までに申込み願います。

【申込受付について】

●1号（教育）認定を希望する方

申込期間：令和7年10月2日（木）～10月24日（金）

午前9時00分～午後5時00分

申込場所：わくわくゆめの樹こども園

●2号・3号（保育）認定を希望する方

申込期間：令和7年10月10日（金）～10月24日（金）

午前8時30分～午後5時15分

申込場所：子育て支援課

※現在、わくわくゆめの樹こども園を利用している方も、入園申込が必要となります。
※提出書類などを基に入園選考を行います。入園選考の結果、希望どおりにならない場合もありますのでご了承ください。

【注意事項】

- ・ 町外の施設を希望する場合は、各市町村の受け入れ基準がありますので、事前にご相談ください。

色麻町子育て支援課

目 次

子ども・子育て支援制度について	P 1
教育・保育施設について	P 3
■教育・保育施設の役割	
■教育・保育給付認定及び保育時間の認定	
■教育・保育施設及び受入対象児童	
■認定こども園で実施する子育て支援事業	
入園申込みについて	P 7
■入園までの流れ	
①入園案内（申込用紙）配布	
②1号（教育）認定希望申込受付	
③2号・3号（保育）認定希望申込受付	
④入園選考	
⑤教育・保育給付認定及び入園承諾書の発送	
⑥入園説明会・保護者との面談	
⑦入園	
保育料について	P 9
■保育料について	
■保育料の算定について	
■保育料の切り替え時期について	
■保育料の減免について	
■保育料の納入方法及び納期について	
給食費について	P 11
■副食費免除について	
■色麻町認定こども園給食副食費助成について	
入園申込みに必要な書類について	P 12
■1号（教育）認定を希望する方	
■2号・3号（保育）認定を希望する方	
令和8年度入園申込み必要書類確認フロー	P 14
広域入所（広域入所）について	P 15
重要事項	P 16

問い合わせ先
色麻町子育て支援課（保健福祉センター内）
所 在 地：〒981-4122
宮城県加美郡色麻町四竈字杉成27番地2
電 話：0229-66-1731
F A X：0229-66-1717
E-mail：s-kosodate@town.shikama.miyagi.jp

～子ども・子育て支援制度について～

「子ども・子育て支援制度」は、幼児期の教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていくことを目的として創設された制度です。

1. 教育・保育施設の確保

子ども・子育て支援制度では、①保育所、幼稚園への財政支援の共通化、②認定こども園制度の改善と普及促進、③地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実を図ることとしています。また、町の認可事業として、3歳未満児を対象に6人から19人程度の保育を行う小規模保育事業や、保育者の自宅等で乳幼児を預かる家庭的保育事業など、少人数の低年齢児を預かる「地域型保育事業」があります。

2. 地域の子育て支援の充実

保育所や認定こども園等を利用していない家庭についても、子育て支援広場や一時預かり保育など、さまざまな事業で支援していきます。

3. 教育・保育給付認定手続き

子ども・子育て支援制度では、保育所や認定こども園等の利用を希望される場合、入所の決定とは別に保護者の方の就労状況などを基に、利用のための認定（教育・保育給付認定）を受ける必要があります。

教育・保育給付認定は、保育の必要性の有無と年齢に応じて、以下のとおり1号認定・2号認定・3号認定の3つの区分が設けられ、その区分に応じてニーズに合った施設や事業をご利用いただきます。

○教育・保育給付認定の種類

認定区分	対象となる子ども	利用できる主な施設・事業
1号認定	満3歳以上の就学前の子ども （2号認定を除く）	幼稚園 認定こども園（教育部門）
2号認定	満3歳以上で保護者の就労や疾病などの理由により、保育を必要とする子ども	保育所 認定こども園（保育部門）
3号認定	満3歳未満で保護者の就労や疾病などの理由により、保育を必要とする子ども	保育所 認定こども園 地域型保育事業

4. 保育時間の区分

就労を理由として施設などを利用する場合、2号認定・3号認定は、保育の必要量によって、さらに「保育標準時間（最長11時間）」と「保育短時間（最長8時間）」の2つの区分が設けられます。

これにより、個々の家庭の子育ての状況に合わせた利用ができるようになります。

5. 保育料の算定方法

保育所や認定こども園等の利用にかかる保育料は、保護者の所得に応じた支払いが基本となります。詳細については9ページ以降をご覧ください。

〈子ども・子育て支援制度での教育・保育の場〉

幼稚園 3～5歳児

小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校

- 利用時間

昼過ぎごろまでの教育時間のほか、園により教育時間前後や園の休業中の教育活動（預かり保育）などを実施

- 利用できる児童

1号認定を受けた子ども



保育所 0～5歳児

就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設

- 利用時間

夕方までの保育のほか、保育所により延長保育を実施

- 利用できる児童

2・3号認定を受けた子ども



認定こども園 0～5歳児

教育と保育を一体的に行う施設

- 利用時間

夕方まで家庭状況に合わせて実施

- 利用できる児童

教育標準時間利用

→1号認定を受けた子ども

保育短時間・保育標準時間利用

→2・3号認定を受けた子ども



地域型保育 0～2歳児

市町村の認可保育事業として以下の4つの事業があり、いずれも19人以下の少人数の単位で0～2歳の子どもを預かる事業

保護者が家庭で保育できない子どもに対して実施

- 小規模保育事業

- 家庭的保育事業（保育ママ）

- 事業所内保育事業

- 居宅訪問型保育事業



教育・保育施設について

■教育・保育施設の役割

保育所や認定こども園等の教育・保育施設は、就労などのため家庭で保育できない保護者に代わって子どもを保育する施設です。

■教育・保育給付認定及び保育時間の認定

教育・保育施設で教育・保育を希望する場合は、利用のための認定を受ける必要があります。認定には3つの「認定区分」と2つの「保育時間認定」があり、教育・保育施設に入所するためには下記の認定を受ける必要があります。

①認定区分

認定区分	認定要件
1号認定 (教育標準時間認定)	お子さんが満3歳以上で、幼稚園や認定こども園等での教育を希望される場合
2号認定 (満3歳以上・保育認定)	お子さんが満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所や認定こども園等での保育を希望される場合
3号認定 (満3歳未満・保育認定)	お子さんが満3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所や認定こども園等での保育を希望される場合

②保育時間の認定

保育標準時間	保育の必要な事由	月120時間以上の就労（概ね1日6時間以上、週5日以上就労）、妊娠・出産、疾病・障害等
保育短時間	保育の必要な事由	月120時間未満の就労（概ね1日6時間未満、週4日程度の就労）、月64時間未満の就労は含まない）、求職活動、育休、親族の介護・看護等

例1：【父】月120時間以上の就労、【母】月120時間以上の就労の場合は、【保育標準時間】認定となります。

例2：【父】月120時間以上の就労、【母】月64時間以上月120時間未満の就労の場合は、【保育短時間】認定となります。

③利用時間

施設の利用時間（保育の必要量）は、認定を受けた区分により異なります。

特に 2 号認定・3 号認定を受けた児童は、保護者の就労状況により「保育標準時間」と「保育短時間」に分類されます。

(1) 1 号（教育）認定

区分	1 日の教育時間	教育時間	対象児童
教育標準時間	4 時間	午前 9 時 00 分 ～午後 2 時 00 分	教育を希望する方

※開園日は、月曜日～金曜日となります。

また、長期休業日（春休み・夏休み・冬休み）があります。

(2) 2 号・3 号（保育）認定

区分	最大利用可能時間	保育時間	対象児童
保育標準時間	1 日 11 時間	午前 7 時 15 分 ～午後 6 時 15 分	保護者が月 120 時間以上の就労の方など
保育短時間	1 日 8 時間	午前 8 時 30 分 ～午後 4 時 30 分	保護者が月 64 時間以上 120 時間未満の就労の方など

※開園日は、月曜日～土曜日となります。

④認定における「保育の必要な事由」

☐ 就労（フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内の労働など、基本的にすべての就労を含む）

※就労時間が月 64 時間未満の場合は就労に該当しません。

☐ 妊娠中または出産後間がないこと。（原則として産前 2 か月から産後 2 か月まで）

☐ 保護者の疾病・障害

☐ 同居又は長期入院等している親族の介護・看護

☐ 災害復旧

☐ 求職活動（起業準備を含む）（原則として入所月から 3 か月間）

☐ 就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）

☐ 虐待や DV のおそれがあること

☐ 育児休業取得中に既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること

☐ その他、上記に類する状態として町が認める場合

※同居の親族の方が子どもを保育することができる場合、利用の優先度が調整される場合があります。

■教育・保育施設及び受入対象児童

施 設 名	わくわくゆめの樹こども園
設置主体	社会福祉法人 みらい
住 所	色麻町清水字香ノ木前 29 番
電 話	0229-25-8770
認可定員	219人
対 象 児	生後4か月から未就学児

【園舎外観】



※1号、2号認定

クラス	該当する児童の生年月日		
5歳児クラス	令和 2 年4月2日	～	令和 3 年4月1日
4歳児クラス	令和 3 年4月2日	～	令和 4 年4月1日
3歳児クラス	令和 4 年4月2日	～	令和 5 年4月1日

※3号認定

クラス	該当する児童の生年月日		
2歳児クラス	令和 5 年4月2日	～	令和 6 年4月1日
1歳児クラス	令和 6 年4月2日	～	令和 7 年4月1日
0歳児クラス	令和 7 年4月2日	～	(生後4か月以上)

■認定こども園で実施する子育て支援事業

認定こども園では、通常の教育・保育のほかに次の子育て支援事業を行います。

(1) 地域子育て支援事業

子どもたちが一緒に遊べる場や、子育て情報・悩みなどが共有し合える場を提供します。

(2) 一時預かり事業

- ①幼稚園型 教育時間の前後、保護者の都合により一時預かり保育を行います。
- ②一般型 こども園等に入園していない児童に対し一時預かり保育を行います。

(3) 延長保育事業

保育認定内容に応じて延長保育を実施します。

(4) 病児保育事業

- ①病後児対応型 園児等が、症状の急変は認められないものの、病気の回復期にあり、保護者が就労等の理由により家庭で保育ができない場合で、かかりつけ医が施設を利用できると判断した場合に預かります。
- ②体調不良児対応型 保育中に発熱等体調不良になった場合、保護者が迎えに来るまでの間、看護師が看護を行います。

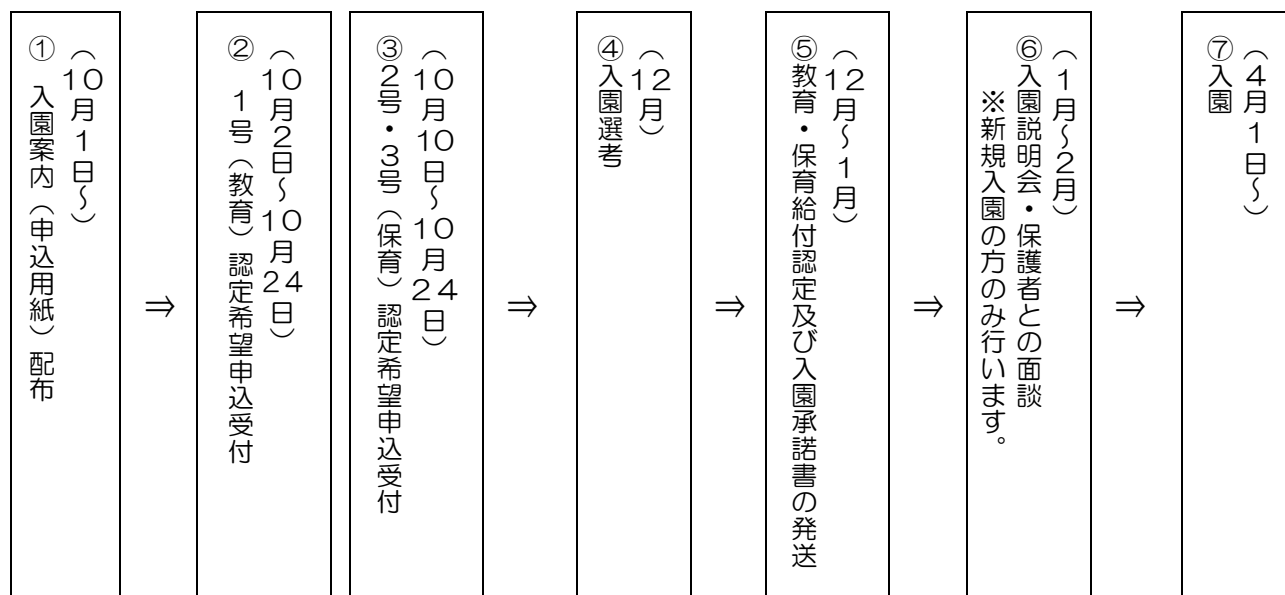
(5) 要支援児保育事業

発達に課題のある園児に対し、個々の困りごとに寄り添い、家庭や関係機関と連携しながら楽しく園生活がおくれるように支援を行います。

※(2)一時預かり事業、(3)延長保育事業、(4)病児保育事業の①病後児対応型については、利用料金がかかります。詳しくは、わくわくゆめの樹こども園（☎25-8770）までお問い合わせください。

入園申込みについて

■入園までの流れ



① 入園案内（申込用紙）配布

令和7年10月1日から申込用紙を配布します。色麻町では、教育・保育給付認定申請と利用申込を一度でできるようにしております。家庭状況に応じて提出していただく書類が異なりますので、利用申込みに必要な書類をご確認のうえ準備してください。

《申込用紙配布場所》

1号認定を希望する方・・・わくわくゆめの樹こども園 ☎0229-25-8770

2号認定、3号認定を希望する方・・・子育て支援課（保健福祉センター内）
☎0229-66-1731

② 1号（教育）認定希望申込受付

1号（教育）認定を希望する方

申込期間：令和7年10月2日（木）～10月24日（金）

午前9時00分～午後5時00分

申込場所：わくわくゆめの樹こども園

③ 2号・3号（保育）認定希望申込受付

2号・3号（保育）認定を希望する方

申込期間：令和7年10月10日（金）～10月24日（金）

午前8時30分～午後5時15分

申込場所：子育て支援課

※町外の施設を希望する場合は、各市町村の受け入れ基準がありますので、事前にご相談ください。（15ページをご参照ください）

④入園選考

提出書類などを基に入園選考を行います。入園選考の結果、希望どおりにならないこともありますのでご了承ください。

※受付期間後も随時受け付けいたしますが、定員を超える申込みがあった場合は受付期間内に申込みをした方から優先的に入園選考されます。

⑤教育・保育給付認定決定通知書兼支給認定証の発送

教育・保育給付認定結果が決まり次第、通知書兼支給認定証にてその旨をお知らせします。

⑥入園説明会・保護者との面談

新たに入園する児童を対象に、施設で入園説明会を実施します。また、新規入園の方は、確認のため入園前に設置運営事業者が面談を行います。詳細については施設から別途通知されます。

⑦入園

新たに入園する児童は、最初に慣らし保育の期間があります。慣らし保育は、通常の保育時間を短縮して行う短時間保育です。

乳幼児は、急激な環境や生活リズムの変化に慣れるまで時間がかかります。入園前は、一日中保護者の方と過ごすことが多く、集団保育を初めて経験するお子さんがほとんどです。環境の変化等に適応できるよう、慣らし保育で徐々にこども園にいる時間を増やすことが大切です。

慣らし保育の期間は、お子さんの年齢と家族状況に応じて、園と相談のうえ日数等を決めることになります。

保育料について

■保育料について

保育料については、世帯の所得の状況その他の事情を勘案して国が定める基準を限度として実施主体である市町村が定めます。

3歳児から5歳児は所得に関係なく保育料は無償となります。ただし、各施設において給食費や保育に必要な経費は別途徴収されます。

■保育料の算定について

保育料は、基本的には父母それぞれの市町村民税課税額の合計で階層判定を行います。が、父母が市町村民税非課税で父母以外の保護者（祖父母など）が家計の主宰者と判断される場合には、当該父母以外の保護者（家計の主宰者）の市町村民税課税額を含めて階層判定を行うことになります。

保育料は、毎月1日時点の家庭状況を基に決定します。修正申告等で所得内容に変更があった場合は、修正申告の内容がわかるものを子育て支援課まで提出してください。

なお、月の途中で入所や退所の場合は日割計算となります。

○令和8年度色麻町保育料基準額表（3号認定）

		3歳未満児（3号認定）	
階層区分		国基準 保育料	色麻町 保育料
1	生活保護世帯	0円	0円
2	市町村民税非課税世帯	0円	0円
3	市町村民税所得割額 48,600 円未満	19,500 円	15,000 円
4	市町村民税所得割額 97,000 円未満	30,000 円	24,000 円
5	市町村民税所得割額 169,000 円未満	44,500 円	35,000 円
6	市町村民税所得割額 301,000 円未満	61,000 円	48,000 円
7	市町村民税所得割額 397,000 円未満	80,000 円	64,000 円
8	市町村民税所得割額 397,000 円以上	104,000 円	83,000 円

※色麻町では、子育て世帯の経済的負担軽減のため、保育料を国の基準より低く設定しています。

※色麻町教育・保育給付に係る利用者負担額等に関する規則により6階層から8階層は、5階層とみなします。

※上記表の保育料には給食費が含まれています。

※3号認定とは、満3歳未満（0～2歳児）で保育所・認定こども園等での保育を希望するお子さんです。

■保育料の切り替え時期について

毎年9月が保育料の切り替え時期となり、4月から8月までは前年度の課税状況、9月から翌年3月までは当年度の課税状況により算定されます。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前年度の市町村民税額に基づく保育料					当年度の市町村民税額に基づく保育料						

※令和7年1月1日以降に色麻町へ転入された方は、前住所地の市町村で発行される市町村民税の課税（非課税）証明書の提出が必要となります。

■保育料の減免について（3号認定）

①ひとり親及び障害者世帯

- ・3階層：第1子 7,000 円、第2子以降無料
- ・4階層（住民税所得割額 77,101 円未満）：第1子 9,000 円、第2子以降無料、多子軽減の兄弟は年齢制限なし

《障害者世帯について》

父母・本人・兄弟が下記に該当する場合は減免の対象です。※各種手帳の写しなどを提出ください。

- ・身体障害者手帳の交付を受けている
- ・療育手帳の交付を受けている
- ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている
- ・特別児童扶養手当の支給対象児童
- ・国民年金の障害基礎年金の受給者

②多子軽減

- ・住民税所得割額 57,700 円未満：多子軽減の兄弟は年齢制限なし
- ・住民税所得割額 57,700 円以上：多子軽減の兄弟は未就学児のみ
- ・第2子：基準額の半額、第3子以降：無料

■保育料の納入方法及び納期について

保育料は、各施設に納入していただきます。納入方法及び納期については各施設へご確認ください。

給食費について

■給食費について

給食費については、米飯やパンなどの「主食費」とおかずやおやつなどの「副食費」に分けられます。

0～2歳児の給食費は保育料に含まれていますが、3～5歳児の給食費は実費負担となります。詳しい金額は、施設で設定しておりますのでご確認ください。

■副食費免除について

副食費については、以下の要件を満たす場合に免除となります。

①世帯収入が360万円未満相当の世帯の児童

②第3子以降の児童

1号認定：小学校3年生の児童から起算して第3子以降の児童

2号認定：修学前の児童から起算して第3子以降の児童

- ・副食費免除対象者には、個別に通知いたします。
- ・副食費免除対象者以外には通知を行いませんのでご注意ください
- ・保育料の変更時期と同様、9月に免除対象者の切り替えを行い、更新を行うため、免除対象者について変更になる場合があります。

■色麻町認定こども園給食副食費助成について

副食費免除対象者以外の児童については、本来保護者が実費負担する副食費の半額を町が助成します。

助成金は町から施設へ直接助成しますので、保護者の方には施設より、町助成後の副食費が請求されます。

入園申込みに必要な書類

認定こども園に入園を希望される方は、次に記載する必要書類等を確認のうえ期限までに申込み願います。

■ 1号（教育）認定を希望する方

- (1) 教育・保育給付認定申請書（様式第1号）
- (2) 入園願書（新規申請のみ）

■ 2号・3号（保育）認定を希望する方

- (1) 教育・保育給付認定申請書兼特定教育・保育施設等利用申込書（様式第1号の2）
兄弟姉妹が同時に申し込む際も、児童1人につき1枚ずつ申込書等の提出が必要になります。（児童2人目以降の添付書類は写しの提出で構いません。）

- (2) 保育を必要とする状況を確認する書類

申込書裏面の「保育の利用を必要とする事由等」に記載した理由を証明する下記書類を添付してください。

	保育の必要な事由	該当する理由	提出書類
1	就労	月64時間以上の労働をしているため、保育ができないこと。	就労証明書
	就労（自営業者、農業従事者等）		就労証明書及び就労状況申立書
2	妊娠、出産	妊娠、出産のため、保育ができないこと。 【原則：産前2か月～産後2か月まで】	申立書及び出産予定日が分かるもの（母子健康手帳等）の写し ※保護者の氏名、交付番号、出産予定日が確認できる部分の写しが必要です。
3	保護者の疾病・障害	病気のため、保育ができないこと。	申立書及び診断書又は障害者手帳等の写し（ケガなどの場合は治るまでの期間が記載されているもの）
4	同居又は長期入院等している親族の介護・看護	介護・看護をしなければならないため、保育ができないこと。	申立書及び診断書又は介護認定被保険者証や障害者手帳等の写し
5	災害復旧	震災・風水害・火災・その他の災害に遭い復旧作業をしていること。	申立書及び被災したことを証明する書類
6	求職活動	入園している児童（号認定を除く）の保護者が、求職活動をするため、保育ができないこと。 【原則：退職後3か月以内に就労すること】	申立書及びハローワークカードなど求職活動していることを証明する書類

7	就学	学校や職業訓練校に通うため、保育ができないこと。	申立書及び在学証明書など就学していることを証明する書類
8	虐待やDVのおそれがあること	虐待やDVのおそれがあり、入園が必要と認められること。	申立書及び確認できる書類
9	育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること	入園している児童の下にお子さんが生まれる場合で、入園している児童の保育ができないこと。	申立書及び就労証明書、出産予定日が分かるもの（母子健康手帳等）の写し ※保護者の氏名、交付番号、出産予定日が確認できる部分の写しが必要です。
10	その他	上記1～8のように保育ができないと認められる事情があること。	申立書及び確認できる書類

(5) その他必要な書類（下記に該当する方は必要な書類を提出してください）

状況	提出が必要な方	提出書類
令和7年1月1日以降に色麻町に転入してきた保護者がいる 単身赴任等で色麻町以外に住民登録をしている保護者がいる	色麻町で市町村民税課税（非課税）状況が確認できない保護者がいる方 ※以前申込をしていて既に証明書を提出している方は必要ありません。	令和7年度（令和6年中）の市町村民税課税（非課税）証明書など、 市町村民税課税（非課税）状況が記載されている証明書 ※令和7年1月1日時点で住んでいた市町村での手続きが必要です。市町村毎に必要な証明書の名称が異なりますのでご注意ください。
これから出産を予定している	今後、出産予定で、既に母子健康手帳を交付されている方	母子健康手帳の写し ※保護者の氏名、交付番号、出産予定日が確認できる部分の写しが必要です。

次ページの令和8年度入園申込み必要書類確認フローもご確認ください。

■令和8年度学童保育施設の利用申込予定の保護者の方

（利用申込は、11月頃を予定しております。）

学童保育の利用申込には、保育が必要であることを証明する書類（就労証明書等）が必要となります。

写しで対応が可能となりますので、あらかじめ書類をコピーしておいてください。

《令和8年度入園申込み必要書類確認フロー》

入園を申し込むお子さんの年齢は3歳以上ですか？
※3歳以上：令和2年4月2日～令和5年4月1生まれ

はい

いいえ

保護者等（65歳未満の同居祖父母を含む）のいずれかが、仕事をしていない又は月64時間未満の就労時間ですか？

保育を受けたい理由が保護者の就労のためですか？

はい

いいえ

はい

いいえ

保護者等（65歳未満の同居祖父母を含む）のいずれも月64時間以上の就労時間ですか？

保育を受けたい理由が4ページ④認定における「保育の必要な事由」の就労以外ですか？

はい

いいえ

はい

いいえ

入園申込みが
できません

1号認定

2号・3号認定

2号・3号認定

入園申込みが
できません

教育・保育給付認定申請書（様式第1号）の提出が必要

- ① 教育・保育給付認定申請書兼特定教育・保育施設等利用申込書（様式第1号の2）
- ② 保護者の就労証明書（65歳未満の同居祖父母も含む）の提出が必要

- ① 教育・保育給付認定申請書兼特定教育・保育施設等利用申込書（様式第1号の2）
- ② 12ページ「2号・3号（保育）認定を希望する方の（2）の2以降に記載のある提出書類」提出が必要
※月64時間以上就労をしている保護者及び65歳未満の同居祖父母がいる場合は就労証明書も必要

広域利用（広域入所）について

色麻町外の教育・保育施設の利用を希望する方は、次に記載する要件や手続きを確認のうえ申し込み願います。

■1号（教育）認定での利用を希望する方

利用を希望する施設へ直接申し込みをしてください。

■2号・3号（保育）認定での利用を希望する方

色麻町にお住まいの方が色麻町外の保育施設を保育認定にて利用（広域入所）するためには、色麻町と保育施設のある市町村とで協議を行い、許可を受ける必要があります。

双方で広域入所の取り扱いをしていることが必須条件であり、入所期間は単年度限りとなりますので、次年度も利用を希望する場合は再度申し込みが必要です。また、施設所在地の住民の利用が優先となるため、毎年利用調整の対象となります。

（1）利用申込みができる方

色麻町外の保育施設の利用を希望する場合、次のいずれかに該当する必要があります。

- ①保護者の勤務地の都合により、色麻町外の保育施設入所を希望する方
（勤務先が利用希望の保育施設のある市町村に勤務先がある方や通勤経路上にある方）
- ②色麻町外から転入し、今まで入所していた施設を継続して利用したい場合
- ③転園による保育環境の変化がお子さんにとって好ましくないと判断される場合

（2）申込み手続き

- ①利用希望の保育施設のある市町村の申込期日を確認してください。
（色麻町の期日と同じとは限りませんので必ず確認してください）
- ②子育て支援課へ相談のうえ申し込みをしてください。

（3）申込みから利用決定までの流れ

- ①申込み書類を確認後、利用希望の保育施設のある市町村と協議を行います。
- ②協議の結果、利用許可が出た場合は色麻町より利用決定に関する通知を行います。
（利用許可が出なかった場合は再度ご相談に応じます）
- ③保育料を算定し、その旨を通知します。
（広域入所であっても色麻町が定める保育料が適用されます）

重 要 事 項

**** **利用する際の注意点 必ずご確認ください！** ****

○家庭状況に変更があった場合の手続き

住所地や勤務先、世帯員の変更など家庭状況に変更があった場合は、保育認定要件や保育料が変更となる場合がありますので、必ず子育て支援課にご連絡ください。

変更内容により、教育・保育給付認定基準に該当しなくなった場合には、原則として退所となりますが、一時的な変更の場合や待機児童の状況などにより入所を継続することができる場合もありますので必ずご連絡ください。

○町外に転出する場合の手続き

認定こども園入園後に町外に転出する場合は、必ず一度退園となります。

町外に転出後も引き続き認定こども園を利用したい場合は、必ず転出する前に子育て支援課へご相談ください。ただし、転出先の市町村によっては入園できない場合があります。

また、他に待機児童がいる場合なども入園できないことがあります。

○産前産後・育児休業中の利用について

既に在籍中のお子さんがいて、新たに生まれたお子さんの育児休業を取得する場合、在籍中のお子さんは下記の条件をすべて満たす場合に、新たに生まれたお子さんが満1歳に達する月の月末まで継続入園をすることができます。（ただし、他の児童と同様に毎年入園選考を経ての決定となります。）

- ①産前6週よりも前から認定こども園に入園している児童が対象で、かつ当該児童の福祉の観点（環境の変化に留意するため）から継続入園の必要があると認められる場合。
- ②保護者の育児休業中も就労先との雇用契約が継続しており、育児休業終了後に復職することが決まっている場合。
- ③出生した児童が1歳に達する日（誕生日の前日）の属する月までに認定こども園入園申込をすること。

*産前産後・育児休業中の保育必要量について

- ・産前・産後休業中 ⇒ 保育標準時間での認定
- ・育児休業中 ⇒ 保育短時間での認定

※保育短時間での利用についてご協力願います。

*産前産後・育児休業中に提出が必要な書類について

- ・産前・産後休業を取得したとき
⇒ 就労証明書（休業期間が確認できるもの）
- ・育児休業を取得したとき ⇒ 就労証明書（休業期間が確認できるもの）
変更届（保育短時間に変更になる場合のみ）
- ・新たにお子さんが生まれたとき ⇒ 変更届